

◎新潟県告示第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区、新潟市西区、新潟市秋葉区、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、岩船郡粟島浦村